

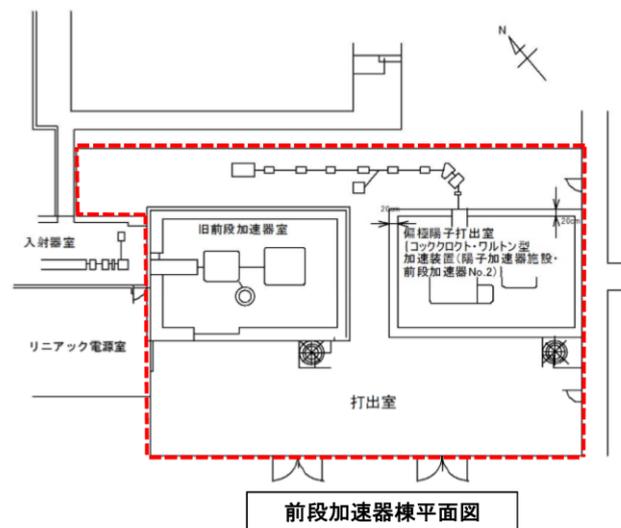
各位

令和 5 年 1 月 11 日
放射線取扱主任者

陽子加速器施設（前段加速器棟）における放射性同位元素等規制法施行規則
第 22 条の 3 項の適用の解除について

陽子加速器施設（前段加速器棟）において放射性同位元素等規制法施行規則第 22 条の 3 項に基づき、下記の管理区域を管理区域でないものと見なす管理を行っていましたが、FEL 加速器の運転開始に伴い、令和 5 年 1 月 11 日付で上記の管理を解除することをお知らせします。

1. 場所： 陽子加速器施設 前段加速器棟（赤点線で囲われた区域）
2. 主幹等： 道園 真一郎
3. 放射線担当者： 安達 利一
4. 放射線管理区域責任者： 古宮 綾
5. 放射線管理区域副責任者： 三浦 太一
6. 放射線業務担当者： 飯島 和彦、津金 聖和



配布先
機構長

- (管理局) 施設部長、施設企画課長、整備管理課長、安全衛生推進室
(素核研) 所長、副所長、事務室
(加速器) 施設長、各主幹、事務室

(物構研) 所長、副所長、事務室

(QUP) 拠点長、副拠点長、事務室

(共通) 施設長、各センター長、事務室、放射線受付

(担当者) 当該発生装置管理責任者、同作業責任者、各区域放射線担当者、
管理室員